

■平和安全法制整備法廃止法案（自衛隊法等改正法案）

- 自衛隊法等について、いわゆる平和安全法制整備法による改正前の状態に戻すための改正を実施

1. 自衛隊法の一部改正

- 防衛出動の対象事態から存立危機事態を削除
- 在外邦人等の保護措置に関する規定の削除 ○ 米軍等の武器等防護のための武器の使用に関する規定の削除
- 米軍・豪軍・英軍に対する物品・役務の提供が認められるケースから、海賊対処行動、弾道ミサイル等破壊措置行動等を削除
- 上官の職務命令に対する反抗の罪等の国外犯を処罰の対象から削除

2. PKO協力法の一部改正

- 協力の対象となる活動から国際連携平和安全活動を削除
- 選挙監視活動について、紛争による混乱を解消する過程で行われる選挙等を含める規定を削除
- 国際平和協力業務から住民等保護業務、活動関係者保護のための駆け付け警護等に関する規定を削除
- 国際平和協力隊の隊員の安全の確保等に関する規定の削除 ○ 宿営地の共同防護のための武器使用に関する規定等の削除
- 自衛官の国際連合への派遣規定の削除 ○ 大規模災害に対処する米軍等に対する物品・役務の提供等に関する規定の削除
- 人道的な国際救援活動の要請を行う国際機関及び停戦合意のない場合に物資協力の対象となる国際機関から、国連人口基金及び国連人間居住計画を削除

3. 重要影響事態法の一部改正

- 対象事態を我が国の周辺の地域におけるものに限定
- 「後方支援活動」を「後方地域支援」に、「捜索救助活動」を「後方地域捜索救助活動」に改め、我が国領域外では、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、期間中戦闘行為が行われないと認められる地域で実施し、原則として外国の領域では実施しない
- 支援対象となる軍隊を合衆国軍隊に限定
- 宿営地の共同防護のための武器使用規定を削除するほか、武器使用を職務付随型とし、「自己の管理の下に入った者」を防護対象から削除
- 後方地域支援における支援内容から宿泊、保管等を削除するほか、後方地域支援及び後方地域捜索救助活動における支援内容について、合衆国軍隊に対する弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油及び整備を禁止

4. 船舶検査活動法の一部改正

- 対象を周辺事態に対応して実施する船舶検査活動に限定し、我が国領海又は我が国周辺の公海に限定して実施
- 武器使用を職務付随型とし、「自己の管理の下に入った者」を防護対象から削除

5. その他

存立危機事態の削除等に伴い、事態対処法・米軍行動関連措置法・特定公共施設利用法・海上輸送規制法・捕虜取扱い法・国家安全保障会議設置法について所要の改正

■国際平和支援法廃止法案

- 国際平和支援法の廃止